

埼玉県警察本部訓令第17号

埼玉県警察公安捜査隊の設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

昭和59年10月24日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察公安捜査隊の設置及び運営に関する訓令

(概要)

重要警備犯罪の捜査体制の整備のため、公安捜査隊員の

- 指定、編成
- 教養訓練

等について定めている。